

「アプリからの口座開設に係る特約」新旧対照表

新	旧
1. ～ 5. (略) 6. (解約) <u>(1) この預金口座を解約する場合には、キャッシュカードとお届け印および運転免許証等本人確認書類を持参のうえ、当金庫お取引店に申出てください。</u> <u>(2) この預金口座について、不正利用の疑いが顕著であると当金庫が判断した場合には、当金庫は、お客さまに通知することなく、直ちに預金口座を解約できるものとします。</u> 7. (免責事項) 次の事由によりこの預金のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。 (1) 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合 (2) 災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合 (3) 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が、相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さま情報が漏洩した場合 (4) お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合 <u>(5) 前条第2項に基づき、当金庫が預金口座を解約した場合</u> (以下略)	1. ～ 5. (略) 6. (解約) この預金口座を解約する場合には、キャッシュカードとお届け印および運転免許証等本人確認書類を持参のうえ、当金庫お取引店に申出てください。 <u>(追加)</u> 7. (免責事項) 次の事由によりこの預金のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。 (1) 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合 (2) 災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合 (3) 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が、相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さま情報が漏洩した場合 (4) お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合 <u>(追加)</u> (以下略)